

## 令和元年産大豆収穫後入札取引に係る新規買い手登録申請の受付について

令和年産大豆の収穫後入札取引は、令和元年 11 月以降に開始する予定ですが、これに先立ち、当該入札取引に参加して買受けを行う者（買い手登録者）の新規登録申請を受け付けます。

新規登録申請をご検討されている場合は、まずは電話にて協会担当者にご連絡ください。業務概要等をお伺いしたうえ、登録審査を行うことが相当と判断される場合は、申請書の様式、添付すべき書類等をお示しします。なお、参加資格等は次のとおりです。

### 1 参加資格

- (1) 大豆の販売を業とする者、大豆を原料とした加工品等の製造を業とする者又はこれらの者が構成する法人であること。
- (2) 協会が定める「大豆の入札取引に係る業務規程」及び「大豆の収穫後入札取引に係る買い手登録者遵守事項」の規定を遵守することについて同意すること。
- (3) 落札した大豆について、売り手と速やかに売買契約を締結するとともに、指定された受渡期限までに確実に代金決済を行って引き取る旨を誓約すること。
- (4) 大豆の年産ごとに、協会に買い手登録申請及び登録料の支払いを行い、審査の結果、買い手として登録された者であること。

### 2 参加に要する経費

- (1) 登録申請時に要する経費：各年産の買い手登録申請時に、登録料として協会指定の振込口座に 1 万円（消費税込み）をお振込みいただきます。なお、新規登録申請時には、登録審査結果に関する通知により登録料の具体的支払い方法をご案内します。
- (2) 入札・落札状況に応じて負担する経費：入札手数料として入札実績（落札実績ではない）に応じ 1 ロット（165 俵・60kg）当たり 330 円（消費税込み）、運営拠出金として落札大豆 60kg 当たり 1 円（消費税込み）をご負担いただきます。

### 3 申請期限

申請書の提出期限は、令和元年 9 月 30 日（月）（必着）とします。

### 4 収穫後入札取引のルール

[大豆の入札取引に係る業務規程（平成 29 年 12 月一部改正版）](#)

[大豆の収穫後入札取引に係る買い手登録者遵守事項（平成 30 年 8 月一部改正版）](#)

---

公益財団法人日本特産農産物協会  
〒107-0052  
東京都港区赤坂 1-9-13 三会堂ビル  
TEL：03-3584-6845、FAX：03-3584-1757  
E-mail：info@jsapa.or.jp  
担当者：業務第 1 部 齋藤、滝沢